

# 令和 8 年度 こども食堂支援助成事業 募集要領

## ～ 「にいがたの架け橋」 × 新潟県社会福祉協議会 ～

本事業は、第四北越証券株式会社並びに明治安田アセットマネジメント株式会社が運用している「にいがた未来応援日本株ファンド（愛称：にいがたの架け橋）」より新潟県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）に寄せられた寄付金、一部を一般の皆さまからの寄付金を原資に提供されます。申請につきましては、その趣旨を十分にご理解いただき、適正な助成金の活用をお願いいたします。

### 応援コメント



▼ファンドの詳細はこちら



子どもたちにとって機会格差のない社会を目指し、子ども食堂を通じて未来を担う多くの子どもたちを笑顔にする皆さんの活動を応援しています！

## 1 助成の目的

県社協では、こどもが孤独・孤立に陥ることなく、必要な福祉的支援を受けられるよう、市町村社協等と連携・協力してこども食堂を実施するNPO等の団体を支援することで、こどもと「支援」を結びつけ、地域における総合的な支援体制を整備することを目的に「こども食堂支援助成事業」を実施します。

## 2 対象事業

### (1) 対象となる事業

新潟県内において、こども食堂を通じて食支援や居場所づくりを実施している事業

※既に実施している取り組みだけでなく、新たに開始しようとする取り組みも対象とします。

### (2) 対象外となる事業

①フードバンクやフードパントリーなど単に食品の配布を目的とした事業

②学習教室等こどもに学習機会を提供する事業

## 3 対象団体

上記「2 対象事業」の要件を満たし、当該活動に積極的に取り組んでいる非営利団体

※法人格の有無は問わない。

※特定の政治的または宗教的活動を行う団体でないこと。

※団体が、暴力団等反社会的勢力と関係がないこと。

## 4 助成額・対象期間

### (1) 助成額

1 団体上限 10 万円（助成金額は千円単位）

※他の助成金・補助金等の支援を受けていても申請可能。

※助成先は 20 団体程度を想定。

(2) 対象実施期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に実施した事業

※助成決定前に支出した経費についても対象となりますが、事業の採択を約束するものではありません。また、支出済みの経費について、申請書類等を審査した結果、助成対象とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 5 対象経費

(1) 対象となる経費

事業実施に直接必要な下記に掲げる経費。

対象経費	内容
食材費	食品購入に係る費用
賃借料・会場費	活動を行うにあたり必要となる会場や車両・機材等の賃借料
交通費	事業を実施する際に追加で発生する交通費（ガソリン代含む）
備品費	事業実施に必要な機材・物品のうち、使用期間 1 年以上のもの、または単価が 30,000 円以上のもの。 例) 調理器具、炊飯器等の調理家電、ガスコンロ、家具類、冷蔵庫、冷凍庫等
消耗品費	事業に必要な機材・物品のうち、使用期間 1 年未満のもの 例) 弁当容器、紙コップ、食器類、包装資材、洗剤類、消毒用アルコール、一般的な筆記用具等
印刷製本費	チラシやパンフレット等の印刷費、コピー代等
通信運搬費	郵送料、宅配便代等
その他本会会長が必要と認める経費	

(2) 対象外となる経費

- ①団体の経常的な経費（例：職員人件費、団体事務所の借上費、光熱水費、インターネット等の通信費等）
- ②団体やグループのメンバー、ボランティアに対する謝金（内部講師等謝金）といった賃金や報酬とみなされるもの
- ③団体やグループのメンバー、ボランティアが加入するボランティア活動保険の保険料
- ④研修参加費（食品衛生責任者養成講習会を除く）
- ⑤事業実施場所の建物の改修及び設備の工事に係る費用
- ⑥団体のメンバー間の親睦を目的としたイベント、またはそれに類する経費（対象となる費目の支出であっても対象外） 等

## 6 申請方法

### (1) 提出書類

以下の書類を、新潟県社会福祉協議会へ提出してください。

①	助成金申請書
②	※備品（単価 3 万円以上）を購入する場合：購入金額が分かる資料 または見積書
③	※下記書類は任意としております。参考になる資料がありましたらご提出ください。 a.団体のパンフレット b.役員（会員）名簿 c.直近の活動計画書・予算書 d.直近の活動報告書・決算書 e.会報・イベント告知 f.新聞等による紹介記事

※提出書類については、新潟県社協のホームページ（以下URL）からダウンロードできます。

<https://www.fukushiniigata.or.jp/>

（トップページの「最新情報」より「令和 8 年度子ども食堂支援助成事業」募集のご案内』をご覧ください。）

※提出時の封筒には「子ども食堂支援助成金申請書在中」と朱字で明記してください。

### (2) 提出方法

郵送の方法により、下記「9 問い合わせ先」に記載の住所に提出してください。

なお、メールでの提出は受け付けておりませんので原本をご提出ください。

### (3) 提出期限

**令和 8 年 5 月 22 日（金） 必着**

## 7 助成選考等について

助成の可否は、県社協内における審査のうえ決定します。

結果や審査内容などのお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

<評価のポイント>

①主に事業の目的や他支援機関等との連携状況、事業の計画性や継続性、将来性などについて評価します。また、実施頻度や参加人数など事業の効果についても審査の対象とします。

②単なる食支援だけではなく、支援が必要な子ども（親子）とつながり、活動の中で見守り、必要に応じて市町村社協等の支援機関へつなぐことができているかも重視します。

## 8 助成決定後について

(1) 選考の結果は、可否に関わらず申請者全員に通知します。

(2) 助成決定後、必要な事務が完了次第、順次指定の口座へ振り込みます。

- (3) 助成事業の完了後 30 日以内に県社協指定の書式にて実施報告書を提出していただきます。
- (4) 実施報告書の作成にあたっては、助成金を充当する経費の根拠（領収書等）の添付が必要となります。
- (5) 次の事項に該当する場合は、助成金の全額又は一部を返還していただきます。
- ・助成対象事業に関して虚偽の申請又は報告をした場合
  - ・申請した事業以外に助成金を使用した場合
  - ・事業が対象実施期間内に実施されない場合
  - ・実績報告書の提出がされない場合(事務が完了しない場合も同様)

## 9 問い合わせ先

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 地域福祉課 担当：渡邊

住所：〒950-8575 新潟市中央区上所 2 丁目 2 番 2 号 新潟ユニゾンプラザ 3 階

電話：025-281-5521 FAX：025-285-0303

MAIL：chiiki@fukushiniigata.or.jp